

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年松江市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前						
別表第 2 の 2(第 24 条第 2 項関係)					別表第 2 の 2(第 24 条第 2 項関係)						
名称	事由	期間	取得 単位	有給又は 無給の別	名称	事由	期間	取得 単位	有給又は無 給の別		
略					略						
3	ドナ ー休 暇	略	その都度 必要と認 められる 期間	1日、1 時間 又は1 分	有給	3	ドナ ー休 暇	略	その都度 必要と認 められる 期間	1日、1 時間 又は1 分	無給
略					略						
8	育児 時間 休暇	略	1日2回 それぞれ 60分以内 の時間(男 性の会計 年度任用 職員にあ つては、 その子の 当該男性 の会計年 度任用職 員以外 の親が 当該男性 の会計年	1分 <u>60分まで</u> <u>有給(男性</u> <u>の会計年</u> <u>度任用職</u> <u>員にあっ</u> <u>ては、その</u> <u>子の当該</u> <u>男性の会</u> <u>計年度任</u> <u>用職員以</u> <u>外の親が</u> <u>当該男性</u> <u>の会計年</u> <u>度任用職</u> <u>員がこの</u>	8	育児 時間 休暇	略	1日2回 それぞれ 60分以内 の時間(男 性の会計 年度任用 職員にあ つては、 その子の 当該男性 の会計年 度任用職 員以外 の親が 当該男性 の会計年	1分	無給	



		時間)			
略					
11	子の看護等 休暇	略	一の年度 において5 日(その養 育する中 学校就学 の始期に 達するま での子が2 人以上の 場合にあ っては、10 日)の範囲 内の期間	1日又 は1時 間	有給
12	短期介 護休 暇	略	一の年度 において5 日(要介護 者が2人以 上の場合 にあって は、10日) の範囲内 の期間	1日又 は1時 間	有給
略					
備考 略					

		時間)			
略					
11	子の看護等 休暇	略	一の年度 において5 日(その養 育する中 学校就学 の始期に 達するま での子が2 人以上の 場合にあ っては、10 日)の範囲 内の期間	1日又 は1時 間	2日(当該 子が2人以 上の場合、 4日)まで 有給。その 他は無給
12	短期介 護休 暇	略	一の年度 において5 日(要介護 者が2人以 上の場合 にあって は、10日) の範囲内 の期間	1日又 は1時 間	無給
略					
備考 略					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。